

事後評価調書(案)

I 事業概要																																
事業名	農業農村整備事業（水質保全対策事業）																															
地区名	あいせがわ 合瀬川地区																															
事業箇所	こまきし にわぐんおおぐちちょう 小牧市、丹羽郡大口町																															
事業のあらまし	<p>本地区は愛知県北西部に位置し、一級河川合瀬川沿いに広がる受益面積 169.6ha の農業用水路の整備を行うものである。</p> <p>地区内の農業用水は、もともと用排兼用の開水路で配水されていたが、都市化の進展に伴い、宅地などが地区内に混在するようになり、農業用水路への生活雑排水の流入やごみの投棄が増大し、農業用水の水質が悪化していた。</p> <p>このため、生活雑排水の流入などを防ぐよう農業用水をパイプライン水路として新たに設置することで、農業用水の水質を改善し、農業経営の安定化を図ることを目的として、1995年度から水質保全対策事業を実施し、2017年度に完成した。</p> <p>なお、既設の開水路は排水用として存置している。</p>																															
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>開水路をパイプライン化することで、農業用水の水質を改善し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>＜農業用水の水質基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>pH</td> <td>6.0～7.5</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>COD</td> <td>6mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>SS</td> <td>100mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>全窒素濃度</td> <td>T-N</td> <td>1mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素量</td> <td>DO</td> <td>5mg/L 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>						項目		基準値	水素イオン濃度	pH	6.0～7.5	化学的酸素要求量	COD	6mg/L 以下	浮遊物質量	SS	100mg/L 以下	全窒素濃度	T-N	1mg/L 以下	溶存酸素量	DO	5mg/L 以上								
項目		基準値																														
水素イオン濃度	pH	6.0～7.5																														
化学的酸素要求量	COD	6mg/L 以下																														
浮遊物質量	SS	100mg/L 以下																														
全窒素濃度	T-N	1mg/L 以下																														
溶存酸素量	DO	5mg/L 以上																														
事業費	事業費	内訳																														
	85.9 億円	■工事費 76.9 億円、 ■用補費 4.3 億円、 ■その他 4.7 億円																														
事業期間	採択年度	1995 年度	着工年度	1996 年度	完成年度	2017 年度																										
事業内容	用水路工 27.0km																															
II 評価																																
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>水質改善状況 全ての項目で基準値を満足した。</p> <p>＜水質調査結果＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="2">採取時期</th> </tr> <tr> <th>実施前（1994年）</th> <th>実施後（2022年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>6.0～7.5</td> <td>7.5</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>6mg/L 以下</td> <td>6.7</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>100mg/L 以下</td> <td>18.1</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>T-N</td> <td>1mg/L 以下</td> <td>1.5</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>DO</td> <td>5mg/L 以上</td> <td>7.6</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：朱書きは基準値を満足していない数値。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>全ての基準値を満足していることから、事業目標を達成していると評価できる。</p>					項目	基準値	採取時期		実施前（1994年）	実施後（2022年）	pH	6.0～7.5	7.5	7.4	COD	6mg/L 以下	6.7	2.7	SS	100mg/L 以下	18.1	5.0	T-N	1mg/L 以下	1.5	0.3	DO	5mg/L 以上	7.6	10.0
	項目	基準値	採取時期																													
実施前（1994年）			実施後（2022年）																													
pH	6.0～7.5	7.5	7.4																													
COD	6mg/L 以下	6.7	2.7																													
SS	100mg/L 以下	18.1	5.0																													
T-N	1mg/L 以下	1.5	0.3																													
DO	5mg/L 以上	7.6	10.0																													

	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 —</p> <p>【達成状況に対する評価】 —</p>																																																				
	② 事業効果の発現状況	<p>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</p> <table border="1" data-bbox="371 349 1350 918"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>再評価時 (2009)</th> <th>実績 (2017)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事業期間</td> <td>1995～2013 (19年間)</td> <td>1995～2017 (23年間)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (億円)</td> <td>工事費</td> <td>71.9</td> <td>76.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>3.7</td> <td>4.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.9</td> <td>4.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80.5</td> <td>85.9</td> <td>5.4億円増</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">効果の算定要因</td> <td>水質</td> <td>採択前 (1994)</td> <td>実績 (2022)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>7.5</td> <td>7.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>COD (mg/L)</td> <td>6.7</td> <td>2.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS (mg/L)</td> <td>18.1</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>T-N (mg/L)</td> <td>1.5</td> <td>0.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DO (mg/L)</td> <td>7.6</td> <td>10.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※朱書きは基準値を満足していない数値。</p> <p>【事業期間に対する評価】 再評価時の事業期間から他機関協議などにより4年(2013年→2017年)延長したため、パイプラインによる通水開始に遅れが生じた。</p> <p>【事業費に対する評価】 再評価時から事業費が5.4億円増したが、道路横断部において交通の支障とならないよう一部区間において開削工法から推進工法へ工法変更したことが主な要因である。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】 全ての項目で基準値を満足していることから、水質改善効果は計画通り発現していると評価できる。</p>	項目		再評価時 (2009)	実績 (2017)	備考	事業期間		1995～2013 (19年間)	1995～2017 (23年間)		事業費 (億円)	工事費	71.9	76.9		用地補償費	3.7	4.3		その他	4.9	4.7		合計	80.5	85.9	5.4億円増	効果の算定要因	水質	採択前 (1994)	実績 (2022)		pH	7.5	7.4		COD (mg/L)	6.7	2.7		SS (mg/L)	18.1	5.0		T-N (mg/L)	1.5	0.3		DO (mg/L)	7.6	10.0	
項目		再評価時 (2009)	実績 (2017)	備考																																																		
事業期間		1995～2013 (19年間)	1995～2017 (23年間)																																																			
事業費 (億円)	工事費	71.9	76.9																																																			
	用地補償費	3.7	4.3																																																			
	その他	4.9	4.7																																																			
	合計	80.5	85.9	5.4億円増																																																		
効果の算定要因	水質	採択前 (1994)	実績 (2022)																																																			
	pH	7.5	7.4																																																			
	COD (mg/L)	6.7	2.7																																																			
	SS (mg/L)	18.1	5.0																																																			
	T-N (mg/L)	1.5	0.3																																																			
	DO (mg/L)	7.6	10.0																																																			
	③ 事業による環境変化	<p>工事施工にあたり、低振動、低騒音の作業機械を使用するなど、周辺環境に配慮したため、生活環境や自然環境への影響を最小限に抑えることができた。</p>																																																				
Ⅲ 対応方針(案)																																																						
今後の事後評価の必要性	主要目標が計画通り達成されているため、今後の事後評価は不要である。																																																					
改善措置の必要性	主要目標が計画通り達成されているため、改善措置等は不要である。																																																					
同種事業に反映すべき事項	<p>国道横断や河川等の占用協議において、工法の検討及び調整に相当な期間を要したことから、他機関との占用協議を行う際には十分な期間を確保することが重要である。</p> <p>道路横断部等は管理者協議において工法等の変更が生じ、事業費が増高したため、事前に道路管理者等と十分な協議を行うことが重要である。</p>																																																					
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見																																																						
Ⅴ 対応方針																																																						